

# 生徒に対する教師の懲戒権の研究

—中学校を中心として—

飯野 守

文芸科

小熊 伸一

家政科

## Disciplinary Punishment by the Teacher in Junior High School

Iino Mamoru

Department of Literary Studies

Oguma Shinichi

Department of Home Economics

### 1. はじめに

現行の学校教育法及び同法施行規則は、教師の懲戒行為につき、①退学、停学および訓告があり得ること、②その根拠が教育上の懲戒権であること、③「体罰」は許されないことなどを定めている。しかし、懲戒は、①のような法的効果が認められるものに限られないのであり、その行使がいかなる場合に許され、また、その限界（特に体罰との境界）がどこにあるのか、さらには、行使される場合にどのような手続きに従うべきなのかなどについては、詳しい定めはない。

そこで、本稿では、懲戒権の性質とその行使の実態及び理論的課題を明らかにすることを目的として、はじめに、懲戒と体罰に関する法制上の特徴と変化を考察し、続いて、戦後の生徒懲戒処分関係判例の懲戒と体罰をめぐる論議の分析を行うこととする。なお、今回は、主として中学生を対象とした判例や論議を検討することとした。

これまで、生徒懲戒・体罰に関する研究は、坂本秀夫<sup>1)</sup>をはじめ、牧証名、今橋盛勝らによる教育法学研究<sup>2)</sup>、藤田昌士らによる生活指導研究<sup>3)</sup>によって進められてきたが、本稿の執筆にあたり、これらの先行研究から多くの示唆を得てまとめた。

### 2. 懲戒と体罰に関する法制上の特徴と変化

最初に、わが国の学校における懲戒と体罰に関する法制上の特徴と変化を見てみよう。

懲戒と体罰に関する法制は、1879（明治12）年制定の「教育令」における体罰禁止規定にはじまる<sup>4)</sup>。その後、体罰は、1890（明治23）年の改正小学校令（第2次小学校令）で取り上げられ、1900（明治33）年に公布された改正小学校令（第3次小学校令）において、はじめて法制上懲戒権が決定（体罰禁止規定を含む）された。なお、第3次小学校令第47条には、「小学校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但体罰ヲ加フルコトヲ得ス」と規定されている。この規定は、その後、1941（昭和16）年の国民学校令及び外地の在満国民学校規則、関東小学校規則改正へ継承され、戦後の学校教育法第11条へ続いている。一方、中学校の場合は、1901（明治34）年制定の中学校令施行規則における「学校長」の退学命令と懲戒権の法定を経て、戦後、1947（昭和22）年の学校教育法第11条（現行法）に至っている。

学校教育法第11条には、「校長及び教員は、教育上必要あると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加

えることはできない。」と定めている。

このように、現行の教育法体系は、児童生徒の権利保障を基本原理とするのに対し、戦前は、親の懲戒権のアメロジー（親代わり）としての教員の懲戒権であり、同時にそれは公権力としての行使として位置づけられていた。

また、学校教育法施行規則第13条によると、「校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。」とあり、子どもの発達を踏まえた教育的懲戒でなければならないことが説かれている。

さらに、同法施行規則第13条には、第2項が設けられており、「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う」と規定している。これは、校長の行う懲戒処分を、個々の教師が行う懲戒行為と区別したものであり、個々の教師が行う事実上の懲戒は明示されていない。

なお、懲戒処分の決定や実施過程は、学校毎に異なるが、概ね以下のような順序によって行われている。

- ①問題行動を起こした生徒の取り調べ・聴聞
- ②事実認定
- ③懲戒処分の原案作成
- ④職員会議での決定
- ⑤校長による懲戒処分の申し渡し
- ⑥懲戒処分の解除（謹慎・停学の場合）

しかし、すべての学校において懲戒基準が明文化されているわけではなく、それぞれの学校の職員会議の決定に委ねられている。

一方、体罰の意味や範囲については、法令上定められていないが、1948（昭和23）年12月22日、法務庁が「児童懲戒の限界について」を発表している。

同通達によれば、「学校教育法11条にいう体罰とは、懲戒の内容が身体的性質のもので

ある場合を意味する」として、「（1）身体に対する侵害を内容とする懲戒—なぐる・けるの類—がこれに該当することはいうまでもないが、さらに（2）被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば端座、直立等の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種と解せられなければならない。」としている。また、懲戒が体罰に該当するか否かの判断については難しく、「機械的に判定することはできない。たとえば、同じ時間直立させるにしても、教室内の場合と炎天下または寒風中の場合とでは被罰者の身体に対する影響が全く違うからである。それ故に、当該児童の年齢、健康、場所的および時間的環境等、種々の条件を考え合わせて肉体的苦痛の有無を判定しなければならない」と述べている。

続いて、翌1949（昭和24）年8月2日には、法務府が「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」を公示し、体罰禁止に関する具体的な問題を取り上げている。

長文ではあるが、その後の行政解釈の典拠となった重要な文書であるので、紹介しておこう。

- 「（一）用便に行かせなかつたり食事時間が過ぎてても教室に留め置くことは肉体的苦痛を伴う体罰となり、学校教育法に違反する。
- （二）遅刻した生徒を教室に入れず、授業を受けさせないことは例え短時間でも義務教育では許されない。
- （三）授業時間中怠けた、騒いだからといって生徒を教室外に出すことは許されない。教室内に立たせることは体罰にならない限り懲戒権内として認めてよい。
- （四）人の物を盗んだり、こわしたりした場合など、こらしめる意味で、体罰にならない程度に、放課後残

しても差支えない。

- (五) 盗みの場合など、その生徒や証人を放課後訊問することはよいが自白や供述を強制してはならない。
- (六) 遅刻や怠けたことによって掃除当番などの回数を多くするのは差支えないが、不当な差別待遇や酷使はいけぬ。
- (七) 遅刻防止のための合同登校は構わないが軍事教練的色彩を帯びないように注意すること。」

その後、1957（昭和32）年7月16日には、文部省も「学校における暴力事件について」という通知を出し、「体罰は、法律により厳に禁止されているところである。教職員は児童生徒の指導にあたり、いかなる場合においても体罰を用いてはならない」と全面禁止する解釈をしている。

### 3. 生徒懲戒処分関係判例の動向

次に、懲戒行為ならびに処分が、いかなる場合に行使できるのだろうか、また、限界はないのか、戦後の生徒懲戒処分関係判例を手がかりとしながら、考察を深めてみたい。

戦後のわが国の判例の中で体罰禁止の趣旨をはじめて鮮明に示したのは、1955（昭和30）年の「大阪高裁判決（奈良・池原中事件）」である。<sup>6)</sup>

この事件は、被害者Hの保護者がHにくり返し行われた教師の体罰をめぐり、2つの事件を合わせて告訴したものである。

最初は、1951（昭和26）年3月20日、奈良県吉野郡下北山村大字池原所在の同村立池原中学校教諭であった被告人Tが、同校玄関付近で当時小学校6年生であったH外数名がその受持ちのN教諭を偽ったことに憤慨し、「中学校に入って来たらこんな味や」と言いながらHの頭部を右手拳で一回殴打暴行した事件である。

もうひとつは、1953（昭和28）年5月23日、前同校助教諭であった被告人Sが、同校講堂において当時中学2年生であったH外数名が喧騒であったのを再三制止したが、これを肯かなかった処から立腹し、Hの頭部を右平手で一回殴打暴行をしたものである。

この事件に対し、1954（昭和29）年5月25日、第一審（吉野簡裁）判決が出され、被告人両名に何れも罰金が科せられた。両被告人は、控訴し、翌55（昭和30）年5月16日には、第二審（大阪高裁）判決が出された。

「大阪高裁判決」は、学校教育法第11条について触れ、「基本的人権尊重を基調とし暴力を否定する日本国憲法の趣旨（中略）に鑑みるときは、殴打のような暴行行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としても、その理由によって犯罪の成立上違法性を阻却せしめるといふような注意であるとは、とうてい解されない」と述べ、日本国憲法の趣旨に適合的な解釈を求めた。また、「親という血縁に基づいて教育のほか監護の権利と義務がある親権の場合と教育の場でつながるにすぎない本件の場合には本質的に差異」があると述べ、戦前の「親代わり」論を明確に否定した。その意味で、「戦前の判例と決別する戦後におけるリーディングス」と評された。

この判決以後、庄内中事件福岡地裁飯塚支部判決（1959年10月9日）をはじめ、寄田中事件川内簡裁判決（1966年8月31日）、斐田中事件高田簡裁判決（1969年5月12日）、日奈久中事件八代簡裁判決（1969年10月8日）など、教師の懲戒行為が体罰に当たるか否かが中心的論点となった。<sup>6) 7)</sup>

また、1960年代には、中学生の政治的行為をめぐり、懲戒行為が行われた事件があった。1968（昭和43）年の東京都麴町中学校内申書事件である。

同事件は、1968（昭和43）年、麴町中学校

に入学し、2年生の時から政治活動に興味を持ち、70(昭和45)年2月、ペ平連のデモを見ていたら警察に通報され、渋谷駅で他中学生のカンパ活動を手伝っていたため、学校側から地元中学校へ転校を強くすすめられた。その後、デモに参加し、文化祭で他校生とともに覆面で校内に入り、シュプレヒコールなどをして警察に捕縛された。また、生徒会で発言しようとして学校側からスイッチを切られ取りおさえられた。さらに、高等学校進学時に調査書「行動及び性格の記録」13項目中3項目にC評価され、理由も書かれて全日制高等学校はすべて不合格となった。卒業式の闘争は、教員に取り押さえられた。そこで、本人が、区を相手どって損害賠償を請求した事件である。

東京地方裁判所は、中学生の学習権・進学権に対する不当な差別として学校側の措置を違法と判示し、損害賠償を命じた。

1970年代に入ると、懲戒権の行使について触れた「福岡地裁飯塚支部判決」(1970年8月12日)が出された。

事件は、高校教師が授業中に私語した生徒を叱責、殴打したものである。

判決では、「当該生徒の性格、行動、心身の発達状況、非行の程度等諸般の事情を考慮のうえ、それによる教育的効果を期待しうる限りにおいて懲戒権を行使すべきで、体罰ないし報復的行動等に亘ることのないよう十分配慮されなければならない」と述べ、注目された。

この判決は、高等学校の判例ではあるが、教師の懲戒権の範囲について述べたものとして重要であるので、ここで触れておきたい。

しかし、1980年代には、これまでの体罰裁判の基準となっていた1955(昭和30)年の「大阪高裁判決(奈良・池原中事件)」に対し、対照的な判決が出された。1981(昭和56)年の「東京高裁判決(水戸五中事件)」である。)

同事件は、1976(昭和51)年5月12日午前8時55分ころ、3年生の体力診断テスト体前屈係担当の女性教師Kが、茨城県水戸市堀町1166番地の1、水戸市立第五中学校体育館において、補助要員として出された2年生Sから「何だ、Kと一緒にか」といいながらずっこけの動作をしたのを見て、叱責し、平手及び手拳でSの頭部を数回殴打し、8日後、S生徒が脳内出血で死亡した事件である。

1980(昭和55)年1月16日、第一審(水戸簡裁)判決は、「手拳で頭頂部付近を強く叩いた」という事実を認定し、暴行罪に該格として被告人のK教師に罰金3万円を科した。被告人は、控訴し、翌81(昭和56)年4月1日、第二審の東京高裁の判決は、暴行罪の構成要件に該格するとしながらも正当行為として原判決を破棄し、被告人を無罪とした。

この判決は、「教育作用をしてその本来の機能と効果を教育の場で十分に発揮させるためには、懲戒の方法・形態としては単なる口頭の説教のみにとどまることなく、そのような方法・形態の懲戒によるだけでは微温的に過ぎて感銘力に欠け、生徒に訴える力に乏しいと認められる時は、教師は必要に応じ生徒に対し一定の限度内で有形力を行使することも許されてよい場合があることを認めるのであれば、教育内容はいたずらに硬直化し、血の通わない形式的なものに墮して、実効的な生きた教育活動が阻害され、ないしは不可能になる虞れがある」とあり、また、「単なる身体的接触〔スキンシップ〕よりもやや強度の外的刺激(有形力の行使)を生徒の身体に与えることが…教育上肝要な注意喚起行為ないし覚醒行為として機能し、効果があることも明らかであるから…有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育上の懲戒行為として一切許されないものとするとは、本来学校教育法の予想することではない」と判示された。

この主文は、教師の「愛のムチ」を容認する判決としてマスコミで大きく報道された。判決後、女性教師は、「判決で私の主張が全部認めてもらえてうれしい。これで、教師として自信を失わないでやってゆけると思う。」と語っている。

文部省は、この東京高裁判決に対して、批判的で、「本件判決は、体罰を懲戒権の行使として相当な範囲を超える有形力の行使と解し、その範囲は当該生徒の年齢、性別等のみならず言動、非行の内容や教育的効果までも勘案し、個々具体的に判断するほかないとしており、実際に教員が行う際の判断材料となるか疑問である。」と見解を發表している。

また、この事件は、教師・父母・市民・研究者・弁護士・ジャーナリストから強い関心を持たれ、体罰事件が子ども・父母・教師にとっていかに教育的マイナスを生むか、悲劇的なできごとであるかを公判記録を通じて知って欲しいという願いから『教育と体罰 水戸五中事件裁判記録』三省堂（1983年）が刊行された。

以後、この判決は、岐陽高校事件をはじめ、横浜の向陽中学事件、静岡県富士市岳陽中学事件、埼玉県所沢中学事件など、全国各地の学校ぐるみの体罰状況を引き起こした大きな要因のひとつとなった。

そのような状況の中で、1981（昭和56）年3月6日、静岡市立安東中学校の事件が起こった。<sup>10</sup> 同事件は、男性教師3名が2年生の生徒18人を授業中の教室から呼び出し、「体に障害のある子をいじめた」と平手で顔を殴り、小突き、もも・足を踏みつけた。18名の生徒の中で、3名の教師から顔面等を十数回殴打、頬を15回ほど殴打され、10日間の加療を要する左眼球打撲兼球結膜下出血の傷害と診断された一人の生徒が、9日、3名の教師に対し、傷害罪で静岡中央署に告訴した。翌6月4日には、同じ生徒が3名の教師と静岡

市を相手取り、総額50万円の精神的慰謝料の支払いを求める損害賠償訴訟を静岡地裁に起こした。

翌82（昭和57）年1月27日、静岡地裁は、書類送検されていた3名の教師に対し、「教育現場での特殊な事情を考慮して」起訴猶予処分とした。しかし、3名の教師の行為については、「明らかに学校教育法で禁じている体罰に当たる」と認め、2名の教師に同時傷害罪、もう1名の教師に暴行罪が成立すると判断した。

また、1990年代に入ると、懲戒権の行使や体罰をめぐる、新たな判決が出された。

1990（平成2）年3月26日には、「浦和地裁判決（入間市立中学事件）」が出された。

事件は、1981（昭和56）年9月26日、埼玉県入間市豊岡中学校に在学していた原告が、「つっぱりグループ」の仲間とともに派手な服装で武蔵中学校に押しかけたことに対し、担任の教諭などから説諭、指導を受けた後、階段で体育教諭とすれ違った際、ふてくされたような態度を示し、同教諭に挨拶をしなかったとして咎められ、蹴る、殴るの暴行を受けた事件である。その後、翌82（昭和57）年9月26日、原告は、クラス担任になった同教諭から、暴力事件の犯人捜しに絡んで社会科資料室に呼び出されて、同じような暴行を加えられ、それぞれ全治10日ないし15日の傷害を受け、12月13日に欠席し、14日も遅刻、早退した。15日、登校した原告に対し、「もういいから帰れ。2度と来るな。」「もし学校に来たいなら、親と一緒に来て俺の前で土下座して謝れ」と怒鳴り、登校を禁止した。原告は、卒業式までの約3ヶ月欠席を余儀なくされたとして、慰謝料を請求したものである。

これに対し、被告は、暴行につきその態様や傷害の程度などを否認し、一部認めた平手による殴打についても、それは懲戒権の行使として社会通念上許容される範囲であって、

違法性が阻却されると抗弁するなどして争ったが、判決は、原告の請求を一部認容し、慰謝料の支払いを命じた。

その後、「体罰判例上、画期的であり、かつ教育法的に重要な意義をもった」判決が出された。1991（平成3）年2月22日に出された「千葉地裁判決」である。

同事件は、給食の時間に少し遅れたことを理由に、教師が腹を立て、腰掛けている椅子の前に正座させ、運動ぐつを履いている右足で生徒の顎のあたりを一回蹴り、さらに反省の色が見えないとしてもう一度、左足で蹴ったが、左顎をかすった程度であった。その結果、上前歯牙臼臼、下口唇裂傷、左頬打撲の傷害を負い、14回の通院をして治療を受け、経過診察を受けたものである。

この事件は、刑事告発され、傷害罪で罰金が科せられている。

教育法学を研究している今橋盛勝は、この判決が、「体罰裁判において体罰の存否、態様、傷害の有無だけでなく、体罰後の教師・校長及び教育委員会の取るべき処置が争点となり、それについて判示した本裁判と判決の意味はたいへん大きい。法が体罰禁止を定めているだけで、事後の措置について全く規定していない欠陥を判例法によって埋める意味を持っているからである。」と指摘している。

#### 4. 懲戒と体罰をめぐる論議

懲戒と体罰をめぐる論議は、「東京高裁判決」が出された1980年代を中心に盛んに見られるようになる。

なかでも、1980年代前半には、少年非行の数も増え、中学校を中心に校内暴力が盛んに起こるようになる。この校内暴力の問題を契機として体罰批判の声が強まり、「教育的懲戒」論の検討が叫ばれるようになった。

この懲戒論の検討に先立ち、1979（昭和54）年12月1日、東京都高等学校教職員教育法研

究会が、「生徒懲戒処分に関する高法研見解（中間まとめ）」を行った。同「見解」によれば、「生徒懲戒とは広義の生活指導方法であるが、その中に、生徒本人の同意を必要としない強制的側面と、同意にもとづく非強制的な（狭義の生活指導措置としての）側面をもっている。」という定義を示し、懲戒処分にあたっての公正手続、懲戒処分の及ぶ範囲等について問題提起を行っている。

しかし、この「見解」は、「中間まとめ」であり、その後、最終見解は発表されていない。「中間まとめ」の作成の中心メンバーであった坂本秀夫は、1982（昭和57）年、「教育的懲戒の特徴」について次のような注目すべき見解を示している。

坂本は、これまで、「懲戒権」について研究してきた利谷信義や牧証名が、教師の「事実上の懲戒権」を法定することに疑問を提出してきたことに一定の意義を認めただうえで、現行の学校教育法が「教育的懲戒」とは別に「出席停止」を定めていることの矛盾を指摘している。なかでも、坂本は、「出席停止」が、「学校と生徒の関係を素通り」した「秩序維持のための機械的装置」であり、「生徒を集団の中で把握する」という視点を欠いたものとして批判し、先の高法研の「見解」に基づき、「教育的懲戒」としての生徒懲戒を、学校という「部分社会における特権の全面的、部分的剥奪と公的非難」と「積極的な生活指導」との二つの側面においてとらえている。

また、1983（昭和58）年には、中学校の教師であった池上正道が、教師としての経験を踏まえ、生徒に懲戒処分を通して「法規範を意識させること」を求める発言を行っていることも注目される。<sup>10</sup>

このような状況の中で、1991（平成3）年、日本生活指導学会の城丸章夫と藤田昌士が、「法改正への提言」を行ったことは刮目に値する。<sup>12</sup>

同「提言」は、「教育的懲戒」という言葉それ自体についての再検討をもとめ、懲戒の本質を「学校管理の必要に発する生徒の権利停止」としてとらえ、その際、訓告や叱責は、個々の教師が行う指導という範疇に移され、「権利停止」という性格において「出席停止」の「懲戒処分」への統合を求めている。また、「提言」は、教師の懲戒権について、(学校長の名による) 集団的行使を求め、強制的な作用としての懲戒と非強制的な作用としての指導との区別を前提に、両者の結合を含む「公正な手続き」をとおして懲戒に真に教育的な作用を随伴させるという課題を追求しようとしている。

## 5. おわりに

以上、わが国における生徒懲戒・体罰の法制上の特徴と変化をはじめ、戦後の生徒懲戒・体罰に関する判例の動向、懲戒・体罰をめぐる論議等の分析をしてきた。

最後に、これらの分析を通して、生徒に対する教師の懲戒権の特質と理論的課題についてまとめておこう。

これまで見てきたように、学校教育法第11条は、教師に懲戒権を認める一方で体罰を禁止している。すなわち、懲戒権の行使が禁止されている体罰に該当するかどうかの判断は、教師自身の判断や裁量にまかされている。また、戦後まもなく発表された法務庁通達および法務府発表は、体罰と懲戒の限界を示し、これらの通達や発表が、判例にも、行政解釈にも、マスコミにも支持されてきた。

しかし、80年代には、「東京高裁判決(水戸五中事件)」のように、教師の「有形力の行使」を体罰に当たらないとする判決が出された。同判決は、適法な有形力の行使と違法な体罰の区別が困難であり、事実上体罰を許容する危険性を内在した解釈であるとして、多くの批判が出された。また、80年代、中学

校を中心起こった校内暴力や家庭内暴力などが社会問題となるにつれて、体罰が教育上必要という主張もなされたが、子どもを死に追いやる体罰の危険性があらわになるに及び、体罰批判の声が強まり、さらに、「教育的懲戒」論が検討されるようになった。

現在、坂本秀夫は、「法律教育」的な意味合いにおいて、また、池上正道は、「法規範を意識」させる点において、さらに、藤田昌士は、生活指導研究を通じて、「教育的懲戒」論が、「広くは教育方法研究という視野のなかに位置」づける必要性を説いているが、今後、これらの研究を踏まえた「教育的懲戒」論の構築と法規の検討が待たれるだろう。

- 1 坂本秀夫『生徒懲戒の研究』学陽書房 1982年  
同『体罰の研究』三一書房 1995年
- 2 牧征名・今橋盛勝編著『教師の懲戒と体罰』総合労働研究所 1982年  
牧征名・今橋盛勝・林量叔・寺崎弘昭編著『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房 1992年
- 3 藤田昌士編著『日本の教育課題4 生活の指導と懲戒・体罰』東京法令 1996年
- 4 吉田卓司「体罰法禁と刑事司法」(柿沼昌芳・永野恒雄編著『教師という〈幻想〉』批評社 1998年
- 5 『別冊ジュリスト 教育判例百選(第三版)』有斐閣 1992年
- 6 山吉剛「教師の懲戒権・体罰をめぐる判例の動向」(『季刊教育法』第27号 エイデル研究所 1978年4月10日 101~108頁)
- 7 今橋盛勝「体罰の教育的検討」(同上 109~129頁)
- 8 今橋盛勝・安藤博編『教育と体罰 水戸五中事件裁判記録』三省堂 1983年
- 9 『教育委員会月報』第一法規 1981年6月
- 10 今橋盛勝「検証 体罰事件判決—「静岡市立安東中事件」静岡地裁判決—」(『季刊教育法』第72号 エイデル研究所 1988年4月30日 115~122頁)
- 11 池上正道『体罰・対教師暴力』民衆社 1983年 200頁
- 12 城丸章夫・藤田昌士「法改正への提言」(日本

生活指導学会編『生活指導研究』第8号 明治図書 163~165頁 1991年)

本研究は、1998年度文教大学女子短期大学部共同研究費の助成を受けて実施したものである。